

別府市介護人材確保支援金交付要綱

制定 令和4年6月20日

別府市告示第303号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護事業所等の慢性的な人員不足解消のため、優秀な介護人材を長期的に確保し、及び育成することを目的とし、別府市内の介護事業所等で就労する者に対し、別府市介護人材確保支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 大分県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度のうち介護福祉士修学資金貸付事業又は社会福祉士修学資金貸付事業による貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受け、かつ、当該貸付金の返還猶予の決定を受けていること。
- (2) 次に掲げる介護事業所等で別府市内のもの（以下「対象介護事業所等」という。）で就労している、又は就労することが決まっていること。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
 - ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所
 - エ 法第8条第25項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するとされた同法第26条の規定による改正前の法48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。）
 - オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉

用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業所
カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

キ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う事業所

ク 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(3) 別府市に住所を有していること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(支援金の交付対象期間及び額)

第3条 支援金の交付対象期間は、連続する60月の期間内とする。

2 支援金の額は、月額1万円とする。ただし、前項の交付対象期間内であっても、対象介護事業所等に在籍した期間が15日に満たない月及び前条に規定する要件を満たさない月は、支援金を交付しないものとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、支援金の交付を受けようとする月の翌月末日(同日が別府市の休日定める条例(平成元年別府市条例第18号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、同日前で直近の市の休日でない日)までに別府市介護人材確保支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、支援金の交付を受けようとする月が3月の場合にあっては、同月末日(同日が市の休日に当たるときは、同日前で直近の市の休日でない日)までに提出しなければならない。

(1) 介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予決定通知書の写し(この項に規定する申請の際に貸付金の返還猶予の決定がなされていない場合は、介護福祉士修学資金等貸付決定通知書の写し)

(2) 別府市に住所を有していることが確認できる書類等

- (3) 市税の納税証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の際に介護福祉士修学資金等貸付決定通知書の写しを添付した申請者は、当該申請後最初の第6条第1項に規定する交付請求までに、介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予決定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、申請者の同意があつて同項第2号及び第3号に掲げる書類に記載の事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があつた場合は、支援金の交付の適否を審査の上、適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、別府市介護人材確保支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第6条 前条の規定により支援金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を請求しようとする場合は、別府市介護人材確保支援金請求書（様式第4号）に就労証明書（様式第5号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求は、次の各号に掲げる月分の支援金に応じ、当該各号に定める期日（当該期日が市の休日に当たるときは、当該期日前で直近の市の休日でない日）までに行わなければならない。ただし、期日までに行うことができないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 4月から7月までの月分 8月31日
- (2) 8月から11月までの月分 12月28日
- (3) 12月から翌年3月までの月分 翌年4月30日

（変更の届出）

第7条 交付決定者は、第4条第1項に規定する申請の内容に変更が生じた場合は、別府市介護人材確保支援金変更届（様式第6号）を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、必要に応じて支援金の交付決定の取消し又は変更をし、別府市介護人材確保支援金交付（変更・取消し）決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条第2項各号に定める期日までに請求をしなかったとき（同項ただし書の規定が適用される場合を除く。）。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱及び関係法令等の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、別府市介護人材確保支援金交付（変更・取消し）決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
（令和4年度における支援金の交付申請等の特例）
- 2 令和4年度においては、第4条第1項中「翌月末日」とあるのは「翌月末日（支援金の交付を受けようとする月が令和4年4月から同年6月までの間である場合は、同年8月31日）」と、第6条第2項第1号中「8月31日」とあるのは「11月30日」とする。